

サロン・ド・マルシェ会員規約

名称及び所在地

第1条

本会の名称は「サロン・ド・マルシェ会員」（以下「本会員」といいます）所在地は本文末尾に明記します。

運 営

第2条

本会の運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費、諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社JAM（以下「当社」といいます）が行います。

目 的

第3条

本会員は、入会されたメンバーが当社の管理運営するイベント等において店舗出店、販売、宣伝告知などを行うためのものです。

入会資格

第4条

- ① 本会に入会できる方は、別の定める各メンバー種類の各要件を満たし、本会員の趣旨に賛同し本契約を承諾した方とします。（以下「会員」といいます）
- ② 反社会的勢力関係者、暴力団構成員、会員の円滑な活動に支障を来す可能性がある方、その他当社が不適切と認める方は、入会資格がありません。
また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

メンバーの種類

第5条

本会のメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

入会手続き

第6条

- ① 本会員に入会する方は所定の入会手続きを行い、当社の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。
- ② 入会する保護者による連帯保証を承諾したものとします。

入会金

第7条

会員は、当社の定める入会金を所定の方法で当社に支払わなければなりません。
なお、当該入会金は、入会契約締結後及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

資格停止及び除名

第8条

本会員は、会員が次の各号の一つに該当すると認められた時は、会員資格の一時停止また

は除名をすることができます。

- 一. 当社の定める会費・諸費用等を、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二. イベント会場の施設を故意に毀損したとき。
- 三. 本規約、その他の当社が定める規則に違反したとき。
- 四. 当社および関係者の名誉、信用を毀損し、また秩序を乱したとき。
- 五. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七. 伝染病等他人に伝染・感染する恐れがある疾病に罹患したとき。
- 八. 当社の合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九. その他当社が社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき。

メンバー資格の喪失

第9条

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたとき、その資格を失います。メンバーが資格喪失した場合には、第11条に規定するメンバーズカードその他本会員から貸与された物品がある場合には速やかに返還してください。また、最後のイベント参加から1年の期間で会員資格を喪失します。(この後新たにイベントに参加する場合場合は新規申し込みからの手続きとなります。)

メンバー資格の譲渡禁止

第10条

会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含みます)できません。

メンバーズカード

第11条

当社は、会員に対して会員証を貸与します。なお、会員は、イベント出店時にメンバーズカードを提示しなければなりません。

会費等の支払

第12条

会員は、当社の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。
会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当社が定めるものとします。
(一度お支払い頂きました会費はいかなる理由でも返金できません)

出店条件

第13条

会員は、イベントに出店する際に「サロン・ド・マルシェ出店規約」と各イベント募集時に記載された条件、ルールを厳守し出店しなければなりません。

メンバー種類の変更

第14条

会員は、メンバー種別変更のお申し出のお手続きを行い、料金をお支払い頂いた月よりメンバー種別の変更が可能です。
(月の途中であっても日割り計算は行いません。)

退 会

第15条

会員は、当社の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。

電話等口頭での退会はすることができません。また、最後の出店から1年以上出店されてない期間が続いた場合は自動的に退会となります。

当社の備品の使用

第16条

会員は、当社の備品などを使用する事が可能です。（有償/無償を含む）

会員の過失による破損などが発生した場合は会員の責任により修理・買換え等の処置を行って頂きます。

メンバーの利用及び事故

第17条

- ① 会員は、事故の責任と危険負担において、他の会員と協調して、イベントへの参加、運営へ協力を行うものとします。
- ② 会員は、イベント開催中（準備、撤収を含む）に生じた盗難、怪我その他の事故など全てにおいて自己責任となります。
また、会員同志のトラブルについても同様とします。
- ③ 使用されるテントや什器などのトラブルに関しても全ての責任は使用されている会員が負うものとします。（レンタルや貸し与えテントなども含む）

責任事項

第18条

会員は、販売された商品、サービスにおいて、お客様、来場者様からのクレームや事故等に関する責任の一切を負います。販売された物、サービスに関してのトラブルには当社は一切責任を負いません。

変更事項

第19条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

第20条

当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当社は改定の1ヶ月以上前までに当社ホームページにて告知するものとします。

細 則

第21条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上、必要な細則は本会が定めるものとします。

改 定

第22条

本規約の改定及び変更は当社により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

なお、当社が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

附 則

第23条

本規約は2017年5月5日より施行します。

名称及び所在地

名 称

株式会社JAM （サロン・ド・マルシェ）

住 所

名古屋市守山区大森町1丁目1910番地